

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 会計課

監査実施期日：令和5年6月26日

監査結果報告：令和5年7月3日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
1 予算執行関係 - 特になし。 2 服務関係 - 特になし。 3 文書管理関係 - 特になし。 4 契約関係 - 特になし。 5 備品・財産管理関係 - 公用車レグナム(1-2-1 No.14-049)の不要物品返納兼処分カードについて、施設管理課から会計課への返納日が6月21日、会計課から事務局総務課への処分依頼日が6月21日で、売却による処分日が5月31日となっていた。処分日と返納日、処分依頼日の日付が逆転しており、処分後に不要物品返納兼処分カードを作成したものと思料される。施設管理課で作成されたものであるが、カードの受領にあたっては、確認の上、適正に事務処理されたい。	該当する物品カードにつきまして、施設管理課にて作成し直したものが提出されたため、受領したのち差し替えを行いました。 今後、カードを受領する際には記載事項の確認を正しく行うよう留意します。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。